

三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）

（令和5年1月1日から令和6年3月31日まで）

1 背景及び目的

本計画は、本県のニホンジカについて、農林業被害と自然植生への影響を軽減させ「人とニホンジカとの共生」を図ることを目的に定めた「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」の目標達成に向けて、個体群管理の強化に資するために策定する。

本県のニホンジカは、一部地域を除いてほぼ三重県全域で生息が確認されている。県内全域における階層ベイズ法を用いたニホンジカの推定生息頭数は、令和3年度末時点で約43,400頭とされている。

令和3年度の三重県内におけるニホンジカによる農林業被害額は約1億6千万円であり、減少傾向にあるが、三重県内の鳥獣による農林水産業被害額のおよそ半数を占めている。また、捕獲の行き届いていない幹線道路・鉄道周辺や生息密度の高い地域では、ニホンジカによる生活環境等への被害が発生している。

本県では、「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」により、県内の農業被害程度が「深刻」または「大きい」集落を20%以下、森林下層植生の衰退度2以上の地点を30%以下とすることを当面の管理目標としている。

このようなことから、被害を軽減し目標とする生息密度までニホンジカの個体数を低減させるためには、県内の捕獲の行き届いていない幹線道路・鉄道周辺や生息密度の高い地域での捕獲の強化が必要である。

農林水産業被害・生活環境被害防止のため、今年度は、指定管理鳥獣捕獲等事業によりニホンジカの生息密度の高い、津市、伊賀市、大台町内において捕獲を実施する。

2 対象とする指定管理鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
津市	令和5年11月1日～令和6年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間)
伊賀市	
大台町	令和5年11月1日～令和6年2月29日 (120日間程度)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
津市	津市内	津市でのニホンジカによる農林業被害額（過去4箇年平均）は約1,800万円であり、主に稲への被害や植栽苗木の食害、立木の剥皮被害が大きい。市では実施隊による捕獲や侵入防止柵設置により対策を行っている。また、幹線道路での車両とニホンジカの衝突事故、JR名松線では列車とニホンジカとの衝突事故が多く発生している。令和4年度の捕獲数は約3,700頭であり、生息数の多い地域であると想定され、適切に生息管理を行うため、更なる捕獲の強化が必要である。	・市が鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施 ・津市久居中北部鳥獣保護区 ・津市白山町二本木鳥獣保護区
伊賀市	伊賀市内	伊賀市でのニホンジカの令和4年度捕獲実績は、約3,000頭であった。農林業被害額（過去4箇年平均）は約1,500万円であり、主に林業被害が大きい。また、同町における幹線道路ではニホンジカとの衝突事故が多く発生するなど生活環境への被害も大きく、被害軽減のためには更なる捕獲の強化が必要である。	・市が鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施 ・伊賀市上野鳥獣保護区
大台町	大台町内	大台町でのニホンジカの令和4年度捕獲実績は、約680頭であった。農林業被害額（過去4箇年平均）は約4,400万円であり、主に植栽苗木の食害、立木の剥皮被害が大きい。町では許可捕獲や侵入防止柵設置により対策を行っているが、被害軽減のためには更なる捕獲の強化が必要である。	・町が鳥獣被害防止計画に基づき有害鳥獣捕獲事業を実施

図1 三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）実施区域



5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
津市 伊賀市	ニホンジカ捕獲数 概ね 250 頭
大台町	ニホンジカ捕獲数 概ね 50 頭

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

ア 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
津市 伊賀市	わな猟	わな猟により概ね 250 頭を捕獲する。
大台町	わな猟	わな猟により概ね 50 頭を捕獲する。

イ 作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたっては、以下の手順で作業を進める。

なお、安全かつ効率的な捕獲を進めるために、調整が必要な内容については、受託者と調整の上、決定することとする。

ア) 事前調査の実施

「捕獲等に関する法規制の状況の確認」、「当該地域に合った安全かつ効率的な捕獲方法の選択と場所・時期・時間の特定」、「安全確保や危険回避のための作業の抽出」を目的とし、事前調査を実施する。具体的には、関係者等への聞き取り調査、ニホンジカの出没状況や地形・人家や施設の配置・人の出入り状況等の現地調査、法規制や土地占有者等の調査を実施する。

イ) 業務計画書の作成

業務実施にあたって、関係機関への説明手順、適切な業務進行管理について、受託者は業務実施方法、実施体制、法令遵守、安全管理の方策等を含めた業務計画書を作成する。業務計画書の項目は以下の通り。

＜項目：業務の概要・業務の実施位置及び方法・安全管理計画・緊急時の連絡体制・工程計画＞

業務実施の上で、内容に変更が必要な場合は、協議の上変更するものとする。

ウ) 関係機関との調整

業務計画書に従い、事業実施区域の土地所有者や周辺住民、関係機関へ事業開始前に連絡し、事業の実施概要、実施位置、方法、必要な許可の手続き、緊急時の連絡体制等に関して情報を共有するものとする。

エ) 捕獲等の実施

捕獲の実施にあたっては、業務計画書に従い安全管理に努めるものとする。作業開始時と作業終了時にはミーティングを行い、作業内容・連絡・報告方法等の確認、成果報告・作業記録・注意事項の確認等を行う。また、捕獲作業は、原則として、2人以上で行う。

また、わな設置地点や設置数、設置期間、捕獲日や捕獲地点、捕獲数、性別等のデータを収集し、取りまとめる。

捕獲個体については、法令に従い適切に、「搬出、確認・報告、処分」を行う。

なお、錯誤捕獲が発生した場合は、三重県被害防止の捕獲許可事務取扱要領及び三重県ツキノワグマ出没等対応マニュアルに従うものとする。

オ) 評価方法

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標である捕獲数が達成されているか否かで行う。

また、捕獲数、捕獲位置情報、捕獲等の方法、費用等の結果を踏まえ、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標に対する寄与の程度や本事業の効果及び妥当性を検証し、次期実施計画の策定に反映させることとする。

（2）捕獲等をした個体の放置に関する事項

実施しない。

（3）夜間銃猟に関する事項

実施しない。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業主体】三重県

【実施形態】委託

【委託範囲】ニホンジカの捕獲

【想定される委託先】認定鳥獣捕獲等事業者等

【事業の実施体制】

県及び事業受託者は、関係者との連絡体制を整え、安全かつ効率的な業務遂行に努める。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

（1）住民の安全の確保のために必要な事項

捕獲事業管理責任者は、安全管理を徹底するよう責務を全うする。現場監督者及び捕獲従事者は意思疎通を密に行い、作業日当日の現場の状況について十分に把握する。また、土地所有者や地域住民、関係機関へ作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

事業実施に伴い、関係者への事前周知を徹底するとともに、ハイカー等が多い地域で捕獲を実施する場合は、注意喚起の看板をわな設置地点の周囲へわかりやすく提示するなどし、安全確保に努める。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する自然公園法、自然環境の保全に関する基本的な事項を定めた法律、森林法等の法令を遵守する。これらの法令に従い、事前の届出が必要な許可申請についても、その内容を熟知し手続きを行う。

(2) 事業において配慮すべき事項

事業実施区域において、被害防止の捕獲等、別途、捕獲事業が実施されている場合、情報共有を図り、各事業の目的を達成するため、関係機関との協働の取り組みを進める。

また、豚熱感染拡大防止のため、捕獲作業においては消毒等の防疫措置の徹底を図る。

(3) 地域社会への配慮

地域社会の発展のため、ニホンジカの適切な管理を進めるとともに、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し情報の周知や普及啓発に努める。